

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての東日

本大震災復興対策担当大臣の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

森 まさこ

参議院議長 西岡武夫殿

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての東日

本大震災復興対策担当大臣の答弁に関する質問主意書

平成二十三年九月二十六日の衆議院予算委員会において、吉野正芳衆議院議員の質問に対して、平野達男東日本大震災復興対策担当大臣は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金について、「仮払い法に基づく基金ということについては、現在、どうするかという事についての検討を具体的にやっているわけではなくて、基本的には、まず東電が一義的に対応するものだというふうな理解をしております」と答弁した。

しかし、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律は、第十四条において、基金は、国が補助すると規定しており、基金は東電が支払うと言った平野大臣の答弁は明らかに誤りである。政府は閣僚としての平野大臣にこの答弁を訂正させるべきであると考えますが、政府の見解を明らかにされた
い。

右質問する。

